

◎新潟県人事委員会告示第4号

勤務条件に関する措置の要求に関する規則（昭和38年新潟県人事委員会規則第11-5号）により勤務条件に関する措置の要求の手に必要な書面の様式（昭和38年6月新潟県人事委員会告示第3号）の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から実施する。

平成29年3月31日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 卷 克 恕

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動様式」という。）を当該移動様式に対応する同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式とする。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第1号様式（第2条第1項第2項・第3条関係） 措置要求書 (略) 記</p> <p>1 要求者 所属部局 職名 <u>氏名</u> <u>住所</u></p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>5 人事委員会からの要求者に対する通知先及び連絡先（郵便番号、住所、電話番号等）</u></p> <p><u>6 代理人を選任したときには、代理人の氏名、住所及び職業</u> (略)</p> <p>第4号様式（第3条関係） 代理人選任届 (略)</p> <p>第5号様式（第8条関係） 措置要求取下書 (略)</p> <p>第6号様式（第9条関係） 措置要求事案解決（消滅）届 (略)</p>	<p>第1号様式（第2条第1項第2項・第3条関係） 措置要求書 (略) 記</p> <p>1 要求者 所属部局 職名 <u>氏名</u></p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>5 代理人を選任したときには、代理人の氏名、住所及び職業</u> (略)</p> <p>第3号様式（第3条関係） 代理人選任届 (略)</p> <p>第4号様式（第8条関係） 措置要求取下書 (略)</p> <p>第5号様式（第9条関係） 措置要求事案解決（消滅）届 (略)</p>

第2号様式の次に次の様式を加える。

補 正 書

年 月 日

新潟県人事委員会委員長 様

要求者
氏 名

印

年 月 日付け措置要求書を下記のとおり補正します。

記

補正事項
新

旧